

たかあき
かつまた 孝明 です！



昭和51年4月7日生まれ（38歳）
出身 沼津市
住所 沼津市花園町
家族 父親（沼津市出身）
母親（伊豆市出身：修善寺）
妻・長男・長女・次男

経 歴

〔学歴〕

しょうえい幼稚園
沼津市立門池小・門池中 卒業
静岡県立沼津東高校 卒業
学習院大学経済学部 卒業
慶應義塾大学大学院経営管理研究科 卒業
（経営学修士：MBA取得）

〔職歴〕

平成12年4月 スルガ銀行株式会社入社
財団法人企業経営研究所 研究員
（地域経済産業分析）
経営企画部 人事担当マネージャー
平成22年12月 スルガ銀行株式会社退職
平成23年1月～ 自民党衆議院静岡県第6選挙区支部 支部長
平成24年12月～ 衆議院議員（一期目）
・経済産業委員 ・内閣委員 ・国会対策委員
・自民党青年局次長

— お知らせ —



<http://www.facebook.com>

facebook はじめました！！友達大募集！

いま、自民党が熱い！自民党員を大募集中！！

自民党に入党して、党員として自民党そしてかつまた孝明を支えてください！

入党資格

- ・ わが党の綱領、主義、政策等に賛同される方
- ・ 満18歳以上で日本国籍を有する方
- ・ 他の政党の党籍を持たない方

党 費：一般党員 年額4,000円、家族党員 年額2,000円

申し込み方法

- ・ 自民党衆議院静岡県第6選挙区支部までご連絡ください。電話、eメール、直接お越し
いただいても結構です。



通信

— 第 3 1 号 —

自民党衆議院静岡県第6選挙区支部

〒410-0062 沼津市宮前町 1 3 - 3

電話：055 (922) 5526 FAX：055 (922) 5527

ブログ：<http://ameblo.jp/t-katsumata>

公式サイト：<http://www.t-katsumata.com>

eメール：jimin@t-katsumata.com

静岡6区【沼津・伊東・熱海・下田・伊豆・伊豆の国（旧韭山・大仁）・賀茂郡・駿東郡（長泉・清水）】

ボランティア大募集（6区支部まで連絡下さい）

まるかつ通信の企画・配布・街頭演説サポート・ポスター貼りなどなど、楽しい仲間と共に！

衆議院議員（静岡県第6選挙区支部支部長）

たかあき

かつまた孝明氏

日本の安全保障を考える



各地で小集会を開催しております！お気軽にご参加ください！

集団的自衛権って何？

先日、**集団的自衛権の憲法解釈変更による行使容認が閣議決定**されました。

これまで我が国は、**集団的自衛権を持つことは国家として当然の権利であるとしながらも、憲法解釈上、これを行使しないという立場を取ってきました。**今回の行使容認は、戦後の伝統的な安全保障政策の大転換といえます。

ではそもそも、**集団的自衛権とは一体どういうものなの**でしょうか。

集団的自衛権とは、「我が国と友好関係にある国が、第3国から攻撃を受けた場合、我が国が攻撃を受けていなくても、攻撃を行った第3国に対し、友好国と協力して自衛の措置をとることが出来る権利」です。

その目的は、いくつかの国が協同して防衛を行うことを宣言することによって、他国の攻撃を抑止することにあります。例えば、欧州の北大西洋条約機構(NATO)は、**集団的自衛権のモデルのひとつ**ですが、冷戦期を通じてソ連と戦争になったことは一度もありませんでした。

このことからわかるように、**集団的自衛権とは本来、戦争を抑止するためのものであって、集団的自衛権の行使容認によって我が国が積極的に戦争する国になったというわけではありません。**むしろ今回の行使容認によって、我が国の抑止力が飛躍的に高まり、戦争のリスクがより減少したといえます。

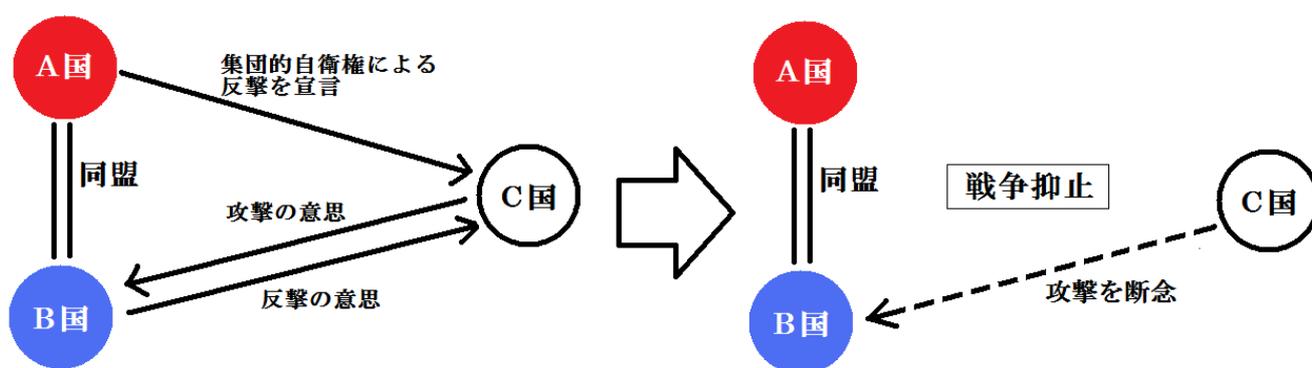
極端な人の中には、**集団的自衛権の行使容認によって、日本は戦争をする国になったから、徴兵制が復活するかもしれない**と考える人もいますが、そのような心配はありません。

そもそもハイテク化などの戦争をめぐる環境の変化を受けて、世界の軍隊では徴兵制から志願制に移行しているのが現状ですので、今後我が国が徴兵制になることは、まずあり得ません。

いずれにしましても、集団的自衛権とは本来、戦争を引き起こすためにあるのではなく、むしろ他国と協力することで、戦争の危険を抑えるためにあるということがポイントです。

今後とも、関連法案等の審議を通じ議論を更に深め、国民の皆様にご理解いただけるよう情報発信をしてまいります。

集団的自衛権のイメージ



～コラム～

【ふるさとで頑張る企業の皆様に！】

平成26年度通常国会において、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案」が成立しました。

これは、小規模事業者がその地域で経営を持続的に行うためのサポート体制を全国的に整備するためのもので、具体的には

(1) 伴奏型の事業計画策定・実施支援のための体制整備：

商工会・商工会議所による小規模事業者への支援計画を国が認定・公表

(2) 商工会・商工会議所を中核とした連携の促進：

計画認定を受けた商工会・商工会議所は、市区町村や地域の金融機関・公的機関等と連携して、小規模事業者を支援

(3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務追加：

計画認定を受けた商工会・商工会議所に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、先進事例や経営支援のノウハウの情報提供を実施などがあげられます。

経済産業委員として、今後も地元の皆様の声・現状を国政の場に伝え、政策に反映してまいります！